

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が軽減されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産した吹田市国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 令和6年1月1日から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料の免除方法

- 出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで保険料が免除されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方			出産予定月			

※産前産後期間の保険料が軽減されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が軽減されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が免除されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産予定月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が免除されます。令和6年1月より前の期間については免除の対象とはなりません。

 …対象期間

- 保険料が免除された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。
- 保険料の賦課限度額を超過している場合、軽減を適用しても保険料が変わらない場合があります。

届出に必要な書類

- ① 届出書
- ② 届出者（世帯主）の身分証明書の写し
- ③ 出産予定の方：母子健康手帳（人数分）の「子の保護者」「分娩（出産）予定日」「妊娠週数」が確認できる該当ページ、表紙のコピー
出産された方：母子健康手帳（人数分）の「子の保護者」「出生届出済証明書」が確認できる該当ページ、表紙のコピー

届出方法

- ① 窓口（市役所111番窓口）
- ② 電子申請（吹田市ホームページ）
- ③ 郵送申請 〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市国民健康保険課 TEL 050-1807-2183

電子申請はこちら↓

